

環境測定分析士試験・認定委員会が定める認定・登録に係る事項

一般社団法人 日本環境測定分析協会
環境測定分析士試験・認定委員会

環境測定分析士試験・認定委員会（以下、「委員会」という。）は、環境測定分析士等の資格認定制度に関する規程（以下、「規程」という。）第6条に基づき、認定及び登録を公正かつ円滑に実施するために、次のとおり定める。

（登録）

第1条 規程第13条第1項に基づき登録を申請する者は、様式B1による環境測定分析士等登録申請書に、合格通知（写）、顔写真（3cm×2.4cm・1枚）及び手数料を振込したことを証明する書類（写）を添付して、一般社団法人日本環境測定分析協会（以下、「日環協」という。）に提出するものとする。

- 2 規程第19条のただし書きに基づき、登録事項のうち「氏名」、「勤務先事業所の名称」又は「勤務先事業所の所在地」を非公開とすることを希望する登録者は、前項に定める書類に加えて、様式B2による届出書を日環協に提出するものとする。

（登録証）

第4条 規程第16条に定める登録証は、それぞれ様式B5によるものとする。

- 2 平成22年1月29日以降の登録申請書提出者については、登録証と一緒に送付する。

（登録事項の変更の届出）

第5条 規程第17条第1項に基づき登録事項のうち氏名の変更を届出する者は、様式B7による環境測定分析士等登録事項変更届出書に、登録証（正本）、顔写真（3cm×2.4cm・1枚）及び手数料を振込したことを証明する書類（写）を添付して、日環協に提出するものとする。

- 2 規程第17条第2項に基づき登録事項の変更を届出する者は、様式B8による環境測定分析士等登録事項変更届出書に、登録証（写）、顔写真（3cm×2.4cm・1枚）を添付して、日環協に提出するものとする。
- 3 規程第19条のただし書きに基づき、登録事項のうち「氏名」、「勤務先事業所の名称」又は「勤務先事業所の所在地」を非公開とすることを希望する登録者は、本条第1項又は第2項に定める書類に加えて、様式B2による届出書を日環協に提出するものとする。

（登録証等の再交付）

第6条 規程第18条第1項に基づき、認定証、登録証（以下、「登録証等」という。）の再交付の届出する者は、様式B10による「環境測定分析士等に係る登録証等再交付届出書」に、顔写真（3cm×2.4cm・1枚）及び手数料を振込したことを証明する書類（写）を、日環協に提出するものとする。なお、登録証等を汚染した場合には、汚染した登録証等（正本）を日環協に返却するものとする。

（手数料）

第7条 手数料については、以下の通りである（消費税込み）。

- | | |
|------------------------|---------|
| ① 環境測定分析士等登録申請 | 5,000 円 |
| ② 登録事項(氏名)の変更届出 | 1,000 円 |
| ③ 環境測定分析士等に係る登録証等再交付申請 | 1,000 円 |

(登録の抹消)

第8条 規程第21条(1)に定める登録抹消の申請は、様式B11による環境測定分析士等の登録抹消申請書に登録証(正本)をして、日環協に提出するものとする。

(付 則)

1. 本事項は、平成22年1月29日に制定し、平成22年4月1日より適用する。ただし、平成21年度に実施した1級及び2級の試験に合格し、合格証の交付を受けた者については、平成21年1月29日から、本事項を適用する。
2. 「環境測定分析士試験の合格・登録に関する規程(平成20年1月18日制定)」及び「環境測定分析士の資格認定制度に関する規程細則(平成18年4月1日制定)」は、平成22年3月31日をもって廃止する。
3. 本事項は、平成24年9月6日に改定し、同日より施行する。
4. 本事項は、平成28年2月17日に改定し、同日より施行する。
5. 本事項は、2025年9月12日に改定し、同日より施行する。第2条及び第3条は、本事項の施行の日をもって削除する。